

平成30年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成30年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、令和2年5月19日に議会、知事に報告（令和2年5月19日付け北海道公報第106号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
公益財団法人 北海道対がん 協会	(1) がん検診車整備事業費補助金において、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税等の確定申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされているが、消費税等の確定申告を行い、補助金に係る消費税等の額を控除したにもかかわらず、報告、返還を行わなかったことから、補助金477万5,735円が過大となっていた。	当該団体に対し、実績報告書提出後に消費税等仕入控除税額が確定した場合には、関係法令等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、過大となっていた補助金の返還を求め、当該金額の返納を確認しました。
社会福祉法人 揺籃会	(2) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収すべき事務費の算定を誤ったことから、補助金19万2,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、サービスの提供に要する費用徴収額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、過大となっていた補助金の返還を求め、当該金額の返納を確認しました。
社会福祉法人 彩咲会	(3) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収すべき事務費の算定を誤ったことから、補助金13万5,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、サービスの提供に要する費用徴収額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、過大となっていた補助金の返還を求め、当該金額の返納を確認しました。

<p>社会福祉法人 北海道社会事業協会</p>	<p>(4) 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金において、補助基準額算定の対象となる新人看護職員等の人数を誤ったことから、補助金10万8,000円が過大となっていた。</p>	<p>当該団体に対し、補助基準額の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、過大となっていた補助金の返還を求め、当該金額の返納を確認しました。</p>
-----------------------------	--	--

2 指導事項に対する措置

(1) 団体に関するもの

項目	指導事項	講じた措置
<p>ア 事業の執行に関するもの</p>	<p>(7) 私立高等学校管理運営費補助金において、補助事業等が完了したときは、事業精算書に、事業決算の内容を記載し、知事に提出しなければならないが、決算額ではなく、予算額を記載して提出しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、補助金の実績報告に当たっては、関係規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、適正な事業精算書の再提出がありました。</p>
	<p>(イ) 団体が道の補助金を財源として、団体が定める規定等により、用途を特定して他団体に交付した交付金については、間接補助金等に該当し、この場合にあつては、間接補助事業等が完了し、かつ、これに間接補助金等を交付したときが、団体の補助事業の完了となるが、他団体から提出される間接補助事業等に係る実績報告書等が、団体の補助事業の完了期限までに提出されていないにもかかわらず、当該事業が完了したとしているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、団体の補助事業の完了は間接補助事業の完了後となることを改めて周知し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、団体の補助事業の完了期限までに、間接補助事業等に係る実績報告書等が提出されるよう規定を改正したことを確認しました。</p>
	<p>(ウ) 団体においては、他団体に対し、申請に基づき補助金や助成金を交付しているが、当該補助金等は、間接補助金等に該当することから、間接補助事業者等への交付決定に当たっ</p>	<p>当該団体に対し、間接補助事業者等への交付決定に当たっては、道が行った交付決定と同一の条件を付さなければならないことを改めて周知し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>

	<p>ては、道が行った交付決定と同一の条件を付さなければならないが、当該条件を付していないものがあつた。</p>	
	<p>(エ) 事業内職業訓練運営費補助事業において、補助金の交付対象となる訓練生は、中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者などが対象とされているが、これに該当しない者を補助金の交付対象としたことから、補助金が過大となっているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、訓練生を補助金の交付対象に含める場合の取扱いにおいては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、過大となっていた補助金の返還を求め、当該金額の返納を確認しました。</p>
イ 支出に関するもの	<p>(ア) 団体の規定では、金銭の支払については、その内容を証拠書類等により確認の上、支出決定書により決裁を受けて行うものとされているが、支出決定書による決裁を受けないまま、支払を行っているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、支出に当たっては、団体の規定に基づき、必要な証拠書類を添付して決裁を行うなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 団体の規定では、通勤手当については、公共交通機関を利用して通勤する教職員に対して支給することとされているが、自家用車を使用して通勤する教職員に対して手当を支給しているものがあつた。 また、規定に定めのない手当を支給しているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、手当の支給に当たっては、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
ウ 契約に関するもの	<p>(ア) 指名競争入札において、団体の規定では、代理人を入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面の提出を受けなければならないこととされているが、当該書面の提出がない者を有効としているものがあつた。</p>	<p>当該団体に対し、指名競争入札の実施に当たっては、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 団体の規定では、委託業務の契約</p>	<p>当該団体に対し、予定価格の設定に</p>

	<p>において、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないこととされているが、これを定めないまま契約を締結しているものがあった。</p>	<p>当たっては、団体の規定に基づき適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>なお、令和2年4月1日より、一部の補助事業を行うために締結する委託業務については、予定価格調書の作成を要さないよう規定を整備したことを確認しました。</p>
	<p>(ウ) 団体の規定では、作成した予定価格調書は封書にしなければならないこととされているが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、予定価格調書の取扱いに当たっては、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>エ 工事に 関するもの</p>	<p>バンカーサイロ建設工事において、施設管理者からの申出により工事内容を変更する場合には、設計変更の手続をしなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、設計変更が必要な工事については、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>オ その他 団体の経 理に関するもの</p>	<p>(ア) 団体の規定では、事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとされ、毎事業年度終了後、作成した計算書類に基づき監事の監査を受けた後、当該計算書類に監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて年度決算を確定することとされているが、年度終了前に、監事による監査報告書が作成され、さらに、年度終了前に開催した総会において、当該決算を承認し、確定したとしているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、決算の確定に当たっては、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 貸借対照表については、当該会計年度末現在におけるすべての資産の状態を明瞭に表示するものでなければならないが、補助事業により整備した建物について、固定資産勘定に期末帳簿価額を誤って計上しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、関係法令及び団体の規定に基づき、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>

<p>(ウ) 学校法人において、予算の執行については、予算額の範囲内で行わなければならないが、理事会による議決など所定の手続を行わずに、予算額を超える支出を行っているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、予算額を超える支出に当たっては、団体の規定に基づき、評議員会の意見を聞き、理事会の議決を得る事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(エ) 学校法人は、すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成し、計算書類を作成しなければならないが、年度末の未払金及び未収入金について当該年度の計算書類に計上していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、関係法令及び団体の規定に基づき、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(オ) 団体では、理事長から資金及び土地を借り入れているが、借入の事実を証する書類を作成していなかった。</p> <p>また、団体の規定では、資金の借入を行う場合は、償還計画を作成の上、あらかじめ評議員の意見を聞くなどしなければならないこととされているが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、関係法令及び団体の規定に基づき、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、資金の借り入れに当たっては、団体の規定に基づき評議員会の意見を聞き、理事会の議決を得るよう指導しました。</p>

(2) 道の部局に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
	<p>補助事業者において、補助金が過大となっているものがあったことから、所管部局においては、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査を行うなどして、補助金の額の確定を適正に行うとともに、団体に対して適切な事務処理を行うよう指導する必要があった。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還の手続きを行うとともに、補助金の申請や実績報告書提出後に消費税等仕入控除税額が確定した場合の取扱いにおいては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大となっていた補助金については、返納を確認しました。</p>

		<p>また、補助金の額の確定に当たっては、提出された実績報告等の書類を十分精査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
--	--	--